

岩手県農政審議会農政部会 次 第

日時 令和3年2月12日(金)

14:30～15:30

場所 岩手県産業会館3号会議室

1 開 会

2 議 事

部会長及び副部会長の選任について

3 報告事項

(1) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針について

(2) 野生鳥獣による農作物被害の状況と被害防止対策について

4 その他

5 閉 会

岩手県農政審議会農政部会 出席者名簿

【部会委員】

(敬称略)

氏名	役職名	摘要
上田 東一	花巻市長	欠席
佐々木 祐子	J A岩手県女性組織協議会会長	
杉原 永康	一般社団法人岩手県農業会議代表理事会長	
高野 寛子	岩手県青年農業士	
役重 眞喜子	岩手県立大学総合政策学部講師	
吉田 ひさ子	岩手県中小企業家同友会代表理事	

【県出席者】

氏名	役職名	摘要
菊池 信幸	団体指導課総括課長	
中村 善光	農業振興課総括課長	
今泉 元伸	農業振興課担い手対策課長	
小原 繁	農業普及技術課総括課長	

【方針策定の趣旨等】

- 「**農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針**」（以下「基本方針」という。）は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）に基づき、担い手が目指すべき経営指標や農地集積の目標等について、**概ね5年ごとに都道府県が定めることとされているもの。**
- その策定に当たっては、国の**食料・農業・農村基本計画**（以下「基本計画」という。）を参考にすることとされており、今回、**新たな基本計画の策定（R2.3）**を踏まえて、基本方針を策定。
- 本方針（案）は、新たな基本計画で「**産業政策**」と「**地域政策**」を引き続き車の両輪とし、農業の持続的な発展に向けては、**経営規模や経営形態の別にかかわらず担い手の育成・確保を進めるとともに、担い手への農地集積・集約化と農地の確保等を推進するとされたことを受け、「いわて県民計画（2019～2028）」に掲げる意欲と能力のある経営体の育成の取組に基づいた基本的な方向の整理と、現状に合わせた経営指標等の見直しを実施。**

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- **農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体（認定農業者）**に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他措置の総合的かつ重点的な実施
- **新たに農業経営を営もうとする青年等（認定新規就農者）**に対し、それぞれの発展段階に応じた生産技術や経営手法の習得を誘導、就農計画の実現に必要な農地や機械などの**生産基盤の確保などに対して重点的な支援**を実施
- いわて農業経営相談センター等との連携や農地中間管理事業の活用等により、地域農業マスタープランに位置づけられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、**法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化等を促進** など

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 効率的かつ安定的な農業経営（認定農業者）と新規就農者の確保目標

区分	変更案(R12目標)	現方針(H37目標)	参考(R1実績)
認定農業者数	6,500 経営体	6,800	6,581
新規就農者数	260 人/年	260	268

2 目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方

(1) 効率的かつ安定的な農業経営

- 主たる従事者が地域の他産業並の年間労働時間で**他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現**できる年間所得

区分	変更案		現方針	
	年間労働時間	年間農業所得	年間労働時間	年間農業所得
主たる従事者	2,000 時間	420 万円	2,100	400
従たる従事者	1,000～1,500 時間	150 万円	1,000～1,500	150
1経営体当たり※		570 万円		550

※ 家族経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の家族従事者は1人）を想定
 ※ 従たる従事者の年間所得は基本方針には記載なし

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等（新規就農者）

- **農業経営開始から5年後に達成すべき目標**

区分	変更案	現方針
年間労働時間	2,000 時間	2,100
年間農業所得	250 万円	250

【参考1】基盤法の概要

1. 効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、① 育成すべき多様な農業経営の目標（作目、規模等）を明らかにし、② その目標に向けて農業経営を改善する者（認定農業者等）に対する農用地の利用の集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じること等を定めているもの。
2. 認定農業者（認定新規就農者）は、市町村基本構想に基づき、農業経営改善計画（青年等就農計画）の認定を受けた者であり、基盤法が根拠法となっている。

3 農業経営の基本的指標（営農類型ごとの経営規模、生産方式）

(1) 個別経営：23類型

- 標準的な家族経営を想定し、1経営体当たりの年間所得が**570万円程度**を確保できる類型

主な営農類型
水稲15.0ha+小麦8.0ha
野菜（トマト0.5ha）
花き（りんどう1.15ha）
果樹（りんご2.0ha）
酪農（経産牛42頭）+飼料作物3.0ha+牧草13.0ha
肉用牛（黒毛和種繁殖24頭+肥育64頭）+牧草5.5ha

【営農類型の例】

1. 適応地域 県央、県南
2. 営農類型 水稲+小麦
3. 経営規模 <作付面積等> 水稲15.0ha、小麦8.0ha <経営面積> 23.0ha（うち借地10.0ha）
4. 生産方式 <資本装備> ・トラクター(50ps) 1台
・田植機(6条) 1台
・播種機(点播4条) 1台
・コンバイン(5条) 1台
・乾燥機(3.5t) 3台、他
<その他> ・ほ場の集団化
・必要に応じ園芸品目を導入

(2) リーディング経営体：5類型

- 年間所得おおむね**1,000万円以上**確保できる類型

主な営農類型
水稲25.0ha+小麦11.0ha
野菜（トマト(高規格ハウス栽培)0.5ha）
酪農（経産牛90頭、飼料生産外部委託）

(3) 集落型の農業法人：4類型

- **主たる従事者2人が中心**となり、集落営農の発展を目指す農業法人の類型

主な営農類型
水稲26.0ha+小麦14.0ha（または大豆14.0ha）
水稲60.0ha+小麦15.0ha+大豆15.0ha+そば7.0ha
水稲26.0ha+りんどう2.0ha

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等：8類型

- 5年後の年間所得が**就業後間もない他産業従事者並の250万円程度**を確保できる類型

主な営農類型
野菜（きゅうり0.2ha、半促成+抑制栽培）
野菜（トマト0.2ha）
花き（りんどう0.38ha）

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

- **農地中間管理事業の推進に関する基本方針（R2.3）の農地集積目標**に基づき、広域振興圏ごとに設定

〔R10目標〕 農地集積面積：**119,000 ha**
 農地集積割合：**80%**

区分	変更案	現方針
県央 広域振興圏	おおむね 80%	80
県南 広域振興圏	おおむね 85%	85
沿岸 広域振興圏	おおむね 60%	60
県北 広域振興圏	おおむね 70%	70

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

- 関係機関・団体等との連携による利用権設定等促進事業、農地中間管理事業等の集中的かつ重点的な実施
- 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定制度の普及・定着 など

2 県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業及び特例事業を行う法人に関する基本的な事項

- 農地中間管理機構である公益社団法人岩手県農業公社は、農地売買等事業、農地売渡信託等事業、農地所有適格法人出資育成事業、研修等事業の範囲内で事業を実施

3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等

- 県、市町村段階において、県や関係機関・団体が連携・役割分担を図り、総合的・効果的に措置を実施
- 岩手県青年農業者等育成センターが新規就農者の確保から定着までの総合窓口として、一連の支援策を関係機関団体との連携のもとに実施 など

【参考2】基本方針の概要

1. 基盤法第5条に基づき、概ね5年ごとに、県の区域毎の地域の特性に即して、県における農業の10年後のあるべき姿を描き、今後の農政を推進する目標として策定するもの。
2. 市町村が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定する際の指針。
3. 基本方針に定める事項：
 - ① 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向、② 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標、
 - ③ 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標、
 - ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、⑤ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

(案)

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本方針

令和3年〇月

岩 手 県

目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	… 1
第 2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	… 3
1	営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標	… 3
(1)	個別経営	… 3
(2)	リーディング経営体	… 5
(3)	集落型の農業法人	… 5
(4)	新たに農業経営を営もうとする青年等	… 6
2	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標	… 6
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	… 7
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項	… 7
1	農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	… 7
2	県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を行う法人に関する基本的な事項	… 8
3	効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等	… 9
別表 1	個別経営の営農類型、経営規模、生産方式	… 10
別表 2	リーディング経営体の営農類型、経営規模、生産方式	… 14
別表 3	集落型の農業法人の営農類型、経営規模、生産方式	… 15
別表 4	新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型、経営規模、生産方式	… 16

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 我が国の農業は、国民生活に必要な不可欠な食料を供給する機能を有するとともに、国土保全等の多面的機能を有し、農村は、農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしている。

一方で、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少、これに伴う農地面積の減少という事態に直面しており、今後も、農業者の大幅な減少が見込まれる中で、農業の生産基盤が損なわれ、地域コミュニティの維持が困難となること等が懸念されている。

本県においても、基幹的農業従事者の減少と高齢化が同時に進んでいることに加え、小規模な経営体が多く生産コストが高い状況となっている。

こうした状況に対処するため、県では、「いわて県民計画（2019～2028）」に基づき、「農林水産業やものづくり産業などの活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手」の実現をめざし、①意欲と能力のある経営体の育成、②収益力の高い「食料・木材供給基地」づくり、③農林水産物の加価値の向上と販路拡大などを重点として推進している。

また、市町村・地域においては、地域のあるべき姿や地域の中心となる経営体（以下「中心経営体」という。）を明確化した「地域農業マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）を作成し、その目標実現に向けた取組を展開している。

一方、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定（令和2年3月31日閣議決定）し、力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、実質化されたマスタープランの実行と農地中間管理機構のフル稼働による担い手への農地の集積・集約化の加速化などに取り組むこととされた。

今後は、「いわて農業経営相談センター」（以下「経営相談センター」という。）等との連携や農地中間管理事業の活用等により、マスタープランに位置づけられた中心経営体やリーディング経営体の候補等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化の推進、農地の集積・集約化などを促進し、経営基盤の強化を図るものとする。

2 この推進にあたっては、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなることが重要であることから、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営及び新たに農業経営を営もうとする青年等が当面目指すべき農業経営の指標を明らかにするものとする。

具体的には、地域において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営において本県のお他産業従事者並の年間総労働時間で、本県のお他産業従事者と遜色のない生涯所得を実現し得る年間農業所得を確保できるような、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を図るものとする。

また、このような農業構造への転換を着実に進めていくためには、次世代の担い手への円滑な経営継承が重要であることから、新規就農者の確保・育成を図るものとする。

3 この目標の実現に向けて、

(1) 農業経営の改善を計画的に進めようとする経営体に対し、農地の集積・集約化、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的かつ重点的に講ずるものとする。

- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等に対しては、それぞれの発展段階に応じた、生産技術や経営手法の習得を誘導するとともに、就農計画の実現に必要な農地や機械などの生産基盤の確保など、関係機関・団体や地域の生産組織等が連携した重点的な支援を実施する。
- (3) また、個別経営が不足する地域においては、特定農業団体や特定農業法人など、経営体としての実態を有する集落営農組織並びに農作業の受託等を専門的に行うサービス事業体を育成するほか、地域の実情に応じ、農業協同組合や市町村農業公社等が行う農作業受託事業を促進する。
- (4) なお、集落営農組織への農地の集積・集約化の促進に当たっては、個別経営の活動を阻害することがないように、個別経営と集落営農組織との間の利用調整を十分行い、それぞれの経営が面的にまとまるよう配慮する。
- (5) さらに、ほ場整備事業による大区画化、農用地利用改善団体等による利用権の設定等や農作業受委託の際の利用調整活動を通じて農地利用の集団化を促進する。

4 このほか、

- (1) 女性農業者が、主体性を持ったパートナーとして経営に参画できるよう、家族経営協定の締結や農業経営改善計画の共同申請を促進する。また、農業後継者等への円滑な経営継承を図るため、農業技術習得や経営管理等に対する支援を行う。
- (2) 地域農業をけん引する経営体を「リーディング経営体」として位置づけ、その育成を図るため、規模拡大や多角化に意欲的な農業者に対して集中的に支援する。
- (3) 法人形態のもつ各般の利点や雇用就農の受け皿としての役割などを踏まえ、地域や経営の実情に応じて法人化を推進するものとし、営農志向や熟度の高い経営体を対象として支援する。

5 主な作目別には、

- (1) 土地利用型農業については、地域の実情に応じて農業経営基盤強化促進事業、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業（以下「農地中間管理事業及び特例事業」という。）等の活用により、利用権の設定等及び農作業受委託を促進し、経営規模の拡大、農地の面的利用集積を図る。
特に、麦・大豆等については、経営規模を拡大する対策等の活用により団地化を図るとともに、担い手への農地の利用集積を促進する。
- (2) また、地域の立地条件に応じて野菜、花き等高収益作目の導入による経営規模の拡大を図るとともに、地域資源を活かした商品開発や販路の拡大など、経営の高度化・多角化を促進する。

6 本県は、平地地域から中山間地域まで農地が広がり、立地特性も異なることから、それぞれの地域の立地条件に応じた農業の展開を図るものとする。

広域振興圏別には、

(1) 県央広域振興圏（盛岡広域振興局管内）

ア 経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進。

イ 生産基盤の整備及び維持・保全を計画的に推進するとともに、省力・高品質生産を実現するスマート農業や経営改善につながる農業生産工程管理（GAP）の導入を推進し、国内外に通用する安全安心で競争力のある産地づくりを促進。

(2) 県南広域振興圏（県南広域振興局管内）

ア 認定農業者等の経営力の向上や規模拡大の取組等を促進するとともに、ほ場整備等を契機として、農地の集積・集約化などによる効率的な地域営農体制の構築を支援するほか、将来の産地を担う新規就農者の確保・定着を促進。

イ 県オリジナル水稲品種のブランド確立や、園芸・畜産の大規模経営体の育成、労働力の安定確保等を図るとともに、安全・安心で高品質な農畜産物の生産や一層の高付加価値化に向けた6次産業化等を促進。

(3) 沿岸広域振興圏（沿岸広域振興局管内）

ア 再生農地における営農組織や核となる経営体の育成、新規就農者の確保などの取組を促進。

イ 園芸産地の確立や高品質な畜産物の安定生産に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を促進。

ウ 特色ある農産物の供給体制の強化や6次産業化の取組を促進。

(4) 県北広域振興圏（県北広域振興局管内）

ア 経営感覚に優れた経営体や新規就農者を確保・育成するとともに、生産基盤の整備や高度な生産技術の導入等による生産性の向上、農畜産物のブランド化を促進。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的な目標及び指標

第1に示した基本的な方向に即し、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、下表のとおりとし、その目標達成を図るための営農類型ごとの指標は次のとおりである。

区 分	目標（令和12年度）
農業経営改善計画の認定経営体数	6,500 経営体
新規就農者数	260 人／年

1 営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

(1) 個別経営

ア 目指すべき営農類型と経営規模は、標準的な家族経営を想定して、1経営体あたりの年間所得が570万円程度を確保できる経営（主たる従事者1人、配偶者又は後継者等の

家族従事者は1人、主たる従事者の年間所得は420万円程度)を提示した。

また、労働時間は、主たる従事者2,000時間、従たる従事者1,000～1,500時間とし、これを超える場合には、雇用を取り入れる体系とした。

イ 各広域振興圏における営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表1のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稲 15.0ha+小麦 8.0ha	○	○		
2	水稲 3.0ha+水稲作業受託 15.0ha+小麦 10.0ha	○	○		○
3	水稲 15.0ha+飼料用米 9.0ha	○	○	○	○
4	水稲 15.0ha+WCS稲 9.0ha	○	○	○	○
5	野菜 (トマト 0.5ha)	○	○	○	○
6	野菜 (きゅうり 0.55ha)	○	○	○	○
7	野菜 (ピーマン 0.6ha)	○	○	○	○
8	野菜 (ほうれんそう 0.7ha)	○		○	○
9	野菜 (キャベツ 10.0ha+だいこん 3.0ha)	○			○
10	野菜 (キャベツ 10.0ha+ながいも 3.0ha)	○			○
11	菌茸 (菌床しいたけ 36千玉)				○
12	花き (りんどう 1.0ha)	○			
13	花き(りんどう 0.9ha+トルコギキョウ 0.1ha)		○	○	○
14	花き (小ぎく 2.0ha)		○	○	
15	果樹 (りんご 2.0ha)	○	○	○	○
16	工芸作物 (葉たばこ 2.4ha)	○	○		○
17	酪農 (経産牛 42頭) + 飼料作物 3.0ha+牧草 13.0ha	○	○	○	○
18	肉用牛(黒毛和種繁殖 24頭+肥育 64頭)+牧草 5.5ha	○	○	○	○
19	肉用牛 (黒毛和種繁殖 25頭) + 牧草 3.6ha+水稲 3.1ha	○	○	○	○
20	肉用牛 (黒毛和種肥育 100頭) + 牧草 3.5ha+飼料用米 13.0ha	○	○	○	○

21	肉用牛（日本短角種繁殖 27 頭＋肥育 80 頭）＋牧草 7.8ha			○	○
22	養豚（繁殖雌豚 100 頭）		○	○	○
23	肉用鶏（飼育羽数 20 千羽）		○	○	○

(2) リーディング経営体

ア (1) の個別経営の年間所得目標を達成した経営体については、地域農業をけん引するリーディング経営体（年間所得おおむね 1,000 万円以上）へ育成する。

イ 各広域振興圏における個別経営による営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表 2 のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 25.0ha＋小麦 11.0ha	○	○		○
2	野菜（トマト 1.2ha）	○	○	○	○
3	野菜（トマト(高規格ハウス栽培)0.5ha)	○	○	○	○
4	酪農（経産牛 90 頭）＋飼料作物 5.0ha＋牧草 30.0ha	○	○	○	○
5	酪農（経産牛 90 頭、飼料生産外部委託）	○	○	○	○

(3) 集落型の農業法人（特定農業法人など）

ア 主たる従事者 2 人が中心となり、30～40ha の営農規模で、集落営農の発展を目指す農業法人の営農類型とした。

イ 主たる従事者が (1) で掲げる他産業並みの労働時間(年間 2,000 時間)で、地域の他産業従事者と遜色ない生涯所得(年間所得 420 万円)に到達する体系とし、組織の構成員に対しては、作業従事に見合う賃金と借地料を支払うものとする。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は別表 3 のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 26.0ha＋小麦 14.0ha	○	○	○	○
2	水稻 26.0ha＋大豆 14.0ha	○	○	○	○
3	水稻 60.0ha＋小麦 15.0ha＋大豆 15.0ha＋そば 7.0ha(2年3作)	○	○		
4	水稻 26.0ha＋りんどう 2.0ha	○	○	○	○

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等

ア 新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、技術や経営能力の向上に要する期間や段階的な規模拡大の状況などを勘案して、就農5年後の農業経営の年間所得が「就業後間もない他産業従事者」並の250万円程度を確保できる経営とする。

イ 各広域振興圏における営農類型は、下表のとおりである。

ウ なお、下表の営農類型及び経営規模に対応する生産方式は、別表4のとおりである。

	営農類型及び経営規模	広域振興圏			
		県央	県南	沿岸	県北
1	野菜（きゅうり 0.2ha、半促成＋抑制栽培）	○	○	○	○
2	野菜（きゅうり 0.2ha、露地栽培）	○	○	○	○
3	野菜（トマト 0.2ha）	○	○	○	○
4	野菜（ミニトマト 0.12ha）	○	○	○	○
5	野菜（ピーマン 0.2ha）	○	○	○	○
6	野菜（ほうれんそう 0.4ha）	○	○	○	○
7	菌茸（菌床しいたけ 28千玉）	○	○	○	○
8	花き（りんどう 0.38ha）	○	○	○	○

(注) 労働力構成として経営主1名とその家族等1名程度で営まれることを想定

2 経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	農業従事の態様等
<ul style="list-style-type: none"> ・経営改善計画の達成に向け、単年度毎の取組内容を記載した単年度経営計画の作成と実践 ・経営相談センターその他専門家の積極的な活用 ・複式簿記記帳による経営と家計の分離 ・研修等による経営管理能力の向上 ・経営体質の強化のための自己資本の充実 ・経営内の役割の明確化 ・生産工程管理（GAP）の実施 ・必要に応じ、法人形態への移行 ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働評価の適正化と家族経営協定の締結に基づく給料制の導入 ・休日制の導入、ヘルパーの活用等による計画的な休日の確保 ・作業量に応じた臨時雇用等労働力の確保 ・農作業環境の改善、休憩時間の確保等による労働の快適化、安全性の確保 ・法人経営においては、従事者全員及び雇用者の社会保険の加入、厚生施設等の充実

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を育成した場合、これらの農業経営が、地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標及び農用地の面的な利用集積についての目標は、次のとおりである。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

広域振興圏	効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標
県央広域振興圏	おおむね 80%
県南広域振興圏	おおむね 85%
沿岸広域振興圏	おおむね 60%
県北広域振興圏	おおむね 70%

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営、集落型の農業法人等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。
2 目標年次は、令和12年度とする。

2 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的利用集積についての目標

第2に示すような営農類型による効率的かつ安定的な農業経営を営むものが、農用地を効率的に利用し得るよう、これらの者への面的利用集積を促進しその割合が高まるよう努める。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示した営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成と、これらの経営が第3で示すような地域の農用地利用に占める面積シェアの目標達成を図るためには、従来にも増して、担い手の育成と確保に向けた積極的な取り組みが必要である。

このため、県は、関係機関・団体、岩手県農業再生協議会等と連携して、利用権設定等促進事業、農地中間管理事業及び特例事業等の農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に講ずることとし、これらの措置が、効率的かつ安定的な農業経営の育成に結びつくよう、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規程に基づく農業経営改善計画及び同法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画の認定制度の普及・定着を図る。

(1) 利用権設定等促進事業及び委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業については、各地域の特性に即した営農類型による効率的かつ安定的な農業経営の育成と、地域全体の農業の発展が図られるよう適切な運用を図り、これらの経営への農用地の利用の集積を促進する。

この場合、ほ場整備事業等の実施地域における換地と利用権設定の一体的推進や、利用権の設定等と農作業受委託の総合的推進が図られるよう指導する。

また、賃借料や農作業受託料金が適正な水準に設定され、効率的かつ安定的な農業経営の発展に資するよう指導する。

なお、農地所有適格法人を含めた集団的な土地利用調整の円滑化に資するため、農地所有適格法人の構成員が当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の経営の安定的発展が図られるよう留意する。

(2) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業については、集落段階における話し合いによる土地利用調整を通じ、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用の集積を促進するため、地域農業再生協議会との連携を図り、農用地利用改善団体等の活動の強化を図る。

さらに、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意のもとに、地区内農用地の受け手となる特定農業団体又は特定農業法人の設立を促進する。

(3) 農地中間管理事業及び特例事業、農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業、その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業については、各地域の特性を踏まえてその地域に適した事業を重点的、効率的に実施するよう指導する。

(4) 新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成する事業については、より多くの若い新規就農者を地域の中心的な担い手として定着させるため、栽培技術や農業経営に関する知識と技能の効果的な習得を支援する。

さらに、農業次世代人材投資事業を活用した就農準備や就農直後の経営確立、青年等就農資金を活用した生産条件の整備を図り、早期経営安定や着実な定着を支援する。

2 県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業及び特例事業を行う法人に関する基本的な事項

(1) 県の区域を事業実施地域として農地中間管理事業及び特例事業を行う法人は、公益社団法人岩手県農業公社とする。

(2) 公益社団法人岩手県農業公社は、農用地等の中間保有、再配分機能を活用し、認定農業者等本県の農業を担う者の農業経営基盤の強化を図るため、次に掲げる事業の範囲内において農地中間管理事業及び特例事業を実施するものとする。

ア 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（農地売買等事業）

イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業（農地売渡信託等事業）

ウ 認定農業者である農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業（農地所有適格法人出資育成事業）

エ 農地売買等事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（研修等事業）

3 効率的かつ安定的な農業経営を育成するための体制等

(1) 農業経営基盤の強化の促進のための措置の実施にあたっては、県段階においては、県や関係機関・団体、岩手県農業再生協議会が連携・役割分担を図り、総合的・効果的に推進する。

また、市町村段階においても、県段階に準じ、地域の実情に応じて市町村や関係機関・団体、地域農業再生協議会等が連携した体制を整備するとともに、機能の強化を図る。

(2) 市町村においては、地域農業のあるべき姿や中心経営体等を明確化したマスタープランの実現に向け、新規就農者を認定新規就農者に、中心経営体を認定農業者に誘導するとともに、県や県段階の協議会等と連携しながら、認定農業者の経営改善計画や認定新規就農者の青年等就農計画の達成に必要な生産方式の合理化、経営管理の高度化、農業従事の態様の改善のための指導や研修等を実施する。

また、認定農業者が経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、経営相談センターその他の専門的な知識を有する者の積極的な活用を促進する。

(3) さらに、市町村やJA等で構成する「地方農業担い手育成推進協議会」が、新規就農者確保・育成アクションプランを策定するとともに、その実行により、地域や産地が主体となった新規就農者の確保・育成体制の確立を図るものとする。

(4) 県は、公益社団法人岩手県農業公社を岩手県青年農業者等育成センターに位置付け、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保から定着までの総合支援窓口として、一連の支援対策を関係機関・団体との連携のもとに実施する。

【別表 1】個別経営の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 +小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻=15.0ha ・ 小麦=8.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 23.0ha (うち借地 10.0ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター(50ps) 1台 ・ 田植機(6条) 1台 ・ 播種機(点播4条) 1台 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 1台 ・ 乾燥機(3.5t) 3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集団化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入 	○	○		
2	水稻(作業受託含) +小麦	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻=3.0ha ・ 作業受託=15.0ha (水稻基幹3作業) ・ 小麦=10.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 13.0ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター(50ps) 1台 ・ 田植機(6条) 1台 ・ 播種機(点播4条) 1台 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 1台 ・ 乾燥機(3.5t) 3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場の集団化 ・ 必要に応じ、園芸品目を導入 	○	○		○
3	水稻 +飼料用米	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻=15.0ha ・ 飼料用米=9.0ha (直播栽培) <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24.0ha (うち借地 9.6ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター(50ps) 1台 ・ 田植機(6条) 1台 ・ 直播オプション一式 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 1台 ・ 乾燥機(3.5t) 3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飼料用米は直播栽培を導入 	○	○	○	○
4	水稻 +WCS稲	<p>〈作付面積等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻=15.0ha ・ WCS=9.0ha (直播栽培) <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24.0ha (うち借地 9.6ha) 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トラクター(50ps) 1台 ・ 田植機(6条) 1台 ・ 直播オプション一式 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 1台 ・ 乾燥機(3.5t) 3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ WCSは直播栽培導入、収穫期以降は作業委託 	○	○	○	○
5	野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トマト=0.5ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.5ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易ビニールハウス 5,000㎡ ・ トラクター(20ps) 1台 ・ 動力噴霧機(自走式) 1台 ・ 養液土耕栽培システム1式、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養液土耕栽培 ・ 収穫期に雇用を導入 	○	○	○	○
6	野菜専作	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ きゅうり=0.55ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 0.55ha 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易ビニールハウス 1,500㎡ ・ トラクター(30ps) 1台 ・ 動力噴霧機(自走式) 1台 ・ 温風暖房機、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 露地普通、半促成+抑制の組合せ ・ 収穫期を中心に雇用を導入 	○	○	○	○

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
7	野菜専作	〈作付面積〉 ・ピーマン＝0.6ha 〈経営面積〉 ・0.6ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 6,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他 〈その他〉 ・雨よけ栽培 ・収穫期を中心に雇用を導入	○	○	○	○
8	野菜専作	〈作付面積〉 ・ほうれんそう＝0.7ha 〈経営面積〉 ・0.7ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 7,000 m ² ・トラクター(25ps) 1台 ・真空播種機(人力、2条) 1台 ・ほうれんそう調製機(全長 300cm) 1台 ・野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 ・予冷庫(1坪) 1台、他 〈その他〉 ・雨よけ栽培 4.5 回転	○		○	○
9	野菜専作	〈作付面積〉 ・キャベツ＝10.0ha ・だいこん＝3.0ha 〈経営面積〉 ・13.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(50ps、35ps) 2台 ・野菜移植機 1台 ・乗用管理機 2台、他 〈その他〉 ・労働力利用の平準化が図られるよう作期を分散	○			○
10	野菜専作	〈作付面積〉 ・キャベツ＝10.0ha ・ながいも＝3.0ha 〈経営面積〉 ・13.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(40ps、35ps) 2台 ・野菜移植機 1台 ・乗用管理機 1台 ・トレンチャー 1台、他 〈その他〉 ・労働力利用の平準化が図られるよう作期を分散	○			○
11	菌茸専作	〈作付面積等〉 ・生しいたけ＝36 千玉	〈資本装備〉 ・ウレタン吹き付けハウス 832 m ² ・温風暖房機 ・予冷庫(1坪) 1台、他 〈その他〉 ・菌床栽培 ・施設は補助事業を活用				○
12	花き専作	〈作付面積〉 ・りんどう＝1.0ha 〈経営面積〉 ・1.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他 〈その他〉 ・極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ(採花ほ場面積のみ)	○			
13	花き専作	〈作付面積〉 ・りんどう＝0.9ha ・トルコギキョウ＝0.1ha 〈経営面積〉 ・1.0ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 1,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他 〈その他〉 ・りんどうについては極早生、早生、晩生、極晩生品種の組み合わせ(採花ほ場面積のみ)		○	○	○
14	花き専作	〈作付面積〉 ・小ぎく＝2.0ha 〈経営面積〉 ・2.0ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・フラワーバインダー 1台、他 〈その他〉 ・8月咲きと9月咲き、10月咲きの組み合わせ		○	○	

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
15	果樹	<作付面積> ・りんご＝2.0ha <経営面積> ・2.0ha	<資本装備> ・トラクター(20ps)1台 ・スピードスプレーヤー1台 ・ロータリーモア(乗用)1台、他 <その他> ・早生、中生、晩生の組合わせ ・共同選別の実施	○	○	○	○
16	工芸作物専作	<作付面積> ・葉たばこ＝2.4ha <経営面積> ・2.4ha	<資本装備> ・トラクター(30ps)1台 ・たばこ管理作業車(高架型)1台 ・たばこ幹刈機1台、他 <その他> ・トラクター作業が可能なほ場条件の整備 ・施設、機械導入は補助事業を活用	○	○		○
17	酪農専作	<作付面積等> ・経産牛＝42頭 ・飼料作物＝3.0ha ・牧草＝16.0ha <経営面積> ・16.0ha	<資本装備> ・畜舎680㎡ ・トラクター(50ps、85ps)2台 ・パイプラインミルクカー、他 <その他> ・月2回ヘルパー利用 ・ほ場の集団化 ・コーンハーベスタ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業	○	○	○	○
18	肉用牛(一貫)	<作付面積等> ・黒毛和種(繁殖)＝24頭 ・黒毛和種(肥育)＝64頭 ・牧草＝5.5ha <経営面積> ・5.5ha	<資本装備> ・畜舎680㎡ ・トラクター(50ps)2台、他 <その他> ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化	○	○	○	○
19	肉用牛(繁殖) ＋水稻	<作付面積等> ・黒毛和種＝25頭 ・牧草＝3.6ha ・水稻＝3.1ha <経営面積> ・6.7ha	<資本装備> ・畜舎300㎡ ・トラクター(50ps)1台、他 <その他> ・繁殖牛公共牧場預託 ・ほ場の集団化 ・コンバイン等の共同所有、共同作業	○	○	○	○
20	肉用牛(肥育) ＋飼料用米	<作付面積等> ・黒毛和種＝100頭 ・牧草＝3.5ha ・飼料用米＝13.0ha <経営面積> ・16.5ha	<資本装備> ・畜舎610㎡ ・トラクター(50ps)2台 ・田植機(6条)1台 ・コンバイン(4条)1台、他 <その他> ・ほ場の集団化 ・飼料用米は直播栽培を導入	○	○	○	○
21	肉用牛 (短角一貫体系)	<作付面積等> ・日本短角種(繁殖)＝27頭 ・日本短角種(肥育)＝80頭 ・牧草＝7.8ha <経営面積> ・7.8ha	<資本装備> ・畜舎810㎡ ・トラクター(50ps)2台、他 <その他> ・飼料給与体系は、肥育前期粗飼料多給 ・ロールベアラ等飼料調製用機械の共同所有、共同作業			○	○

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
22	養豚専作	<飼育頭数> ・繁殖雌豚=100 頭	<資本装備> ・種豚舎 351 m ² ・子豚舎 194 m ² ・肥育舎 640 m ² ・分娩舎 204 m ² 、他 <その他> ・繁殖・肥育の一貫経営		○	○	○
23	肉用鶏専作	<飼育羽数> ・肉用鶏=20 千羽	<資本装備> ・鶏舎 2,310 m ² 、他 <その他> ・自動給餌等省力管理方式の導入 ・年 5 回出荷		○	○	○

【別表2】リーディング経営体の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	水稻 ＋小麦	〈作付面積〉 ・ 水稻＝25.0ha ・ 小麦＝11.0ha 〈経営面積〉 ・ 36.0ha（うち借地 15.0ha）	〈資本装備〉 ・ トラクター(50ps) 2台 ・ 田植機(6条) 2台 ・ 乗用管理機 1台 ・ コンバイン(5条) 2台 ・ 乾燥機(3.2t) 3台、他 〈その他〉 ・ ほ場の集団化 ・ 必要に応じ園芸品目、農産加工の導入	○	○		○
2	野菜専作	〈作付面積〉 ・ トマト＝1.2ha 〈経営面積〉 ・ 1.2ha	〈資本装備〉 ・ 簡易ビニールハウス 12,000㎡ ・ トラクター(20ps) 1台 ・ 動力噴霧機(自走式) 1台 ・ 養液土耕栽培システム1式、他 〈その他〉 ・ 養液土耕栽培 ・ 収穫期を中心に雇用を導入	○	○	○	○
3	野菜専作	〈作付面積〉 ・ トマト＝0.5ha 〈経営面積〉 ・ 0.5ha	〈資本装備〉 ・ 補強型ハウス 5,000㎡ ・ 複合環境制御装置、他 〈その他〉 ・ 単収 30t ・ 長期的な雇用	○	○	○	○
4	酪農専作	〈作付面積等〉 ・ 経産牛＝90頭 ・ 飼料作物＝5.0ha ・ 牧草＝30.0ha 〈経営面積〉 ・ 35.0ha	〈資本装備〉 ・ 畜舎 1,080㎡ ・ トラクター(50ps、105ps) 2台 ・ ミルキングパーラー、他 〈その他〉 ・ フリーストール方式の導入	○	○	○	○
5	酪農専作 (飼料生産外部委託)	〈作付面積等〉 ・ 経産牛＝90頭	〈資本装備〉 ・ 畜舎 1,080㎡ ・ トラクター(50ps) 1台 ・ ミルキングパーラー、他 〈その他〉 ・ TMRセンター利用 ・ フリーストール方式の導入	○	○	○	○

【別表3】集落型の農業法人の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	<p>水稻 ＋小麦</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額441万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻＝26.0ha ・小麦＝14.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40.0ha（うち借地40.0ha） 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps)2台 ・田植機(6条)2台 ・麦播種機(点播4条)1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン(5条)2台 ・乾燥機(5t)3台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入 	○	○	○	○
2	<p>水稻 ＋大豆</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額425万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻＝26.0ha ・大豆＝14.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40.0ha（うち借地40.0ha） 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps)2台 ・田植機(6条)2台 ・大豆播種機(点播4条)1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン(5条)2台 ・普通型コンバイン1台 ・乾燥機(3.2t)3台 ・静置式乾燥機(1.8t)2台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.1に同じ 	○	○		
3	<p>水稻 ＋小麦 ＋大豆 ＋そば</p> <p>主たる従事者4人</p> <p>(参考) 構成員の労賃・地代収入合計額1,036万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻＝60.0ha ・小麦＝15.0ha ・大豆＝15.0ha ・そば＝7.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・97.0ha（うち借地90.0ha） 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps)4台 ・田植機(6条、直播ワシヨーン式)2台 ・大豆播種機(点播4条)1台 ・乗用管理機1台 ・コンバイン(4条)2台 ・普通型コンバイン1台 ・乾燥機(3.2t)3台 ・静置式乾燥機(1.8t)2台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻は移植、直播各30.0haで収穫期をずらすことで機械を共有 ・そばは小麦、大豆の裏作 ・ほ場の集団化 ・必要に応じ、園芸品目、農産加工、直売等関連事業の導入 	○	○	○	○
4	<p>水稻 ＋りんどう</p> <p>主たる従事者2人</p> <p>(参考) 構成員の賃金・地代収入合計額976万円</p>	<p>〈作付面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻＝26.0ha ・りんどう＝2.0ha <p>〈経営面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・28.0ha（うち借地28.0ha） 	<p>〈資本装備〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(50ps)2台 ・田植機(6条)2台 ・コンバイン(5条)2台 ・乾燥機(5t)3台 ・動力噴霧機(自走式)1台 ・フラワーバインダー1台、他 <p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の集団化 	○	○	○	○

【別表4】新たに農業経営を営もうとする青年等の営農類型、経営規模、生産方式

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
1	野菜専作	〈作付面積〉 ・きゅうり=0.2ha 〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 2,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・温風暖房機、他 〈その他〉 ・半促成+抑制栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は 19t/10a	○	○	○	○
2	野菜専作	〈作付面積〉 ・きゅうり=0.2ha 〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・トラクター(30ps) 1台 ・管理機(ロータリ付) 1台 ・マルチャー(管理機用) 1台 ・マルチスプレーヤ(ロー自走式) 1台、他 〈その他〉 ・露地栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は 12t/10a	○	○	○	○
3	野菜専作	〈作付面積〉 ・トマト=0.2ha 〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 2,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・養液土耕栽培システム1式、他 〈その他〉 ・夏秋どり、養液土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2、ただし養液土耕栽培システムは除く) ・単収は 12t/10a	○	○	○	○
4	野菜専作	〈作付面積〉 ・ミニトマト=0.12ha 〈経営面積〉 ・0.12ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 1,200 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・ミニトマト選別機 1台、他 〈その他〉 ・夏秋どり、自動かん水、土耕栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は 6.5t/10a	○	○	○	○
5	野菜専作	〈作付面積〉 ・ピーマン=0.2ha 〈経営面積〉 ・0.2ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 2,000 m ² ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台、他 〈その他〉 ・雨よけハウス栽培 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は 9t/10a	○	○	○	○
6	野菜専作	〈作付面積〉 ・ほうれんそう=0.4ha 〈経営面積〉 ・0.4ha	〈資本装備〉 ・簡易ビニールハウス 4,000 m ² ・トラクター(25ps) 1台 ・真空播種機(人力、2条) 1台 ・ほうれんそう調製機(全長300cm) 1台 ・野菜フィルム包装機(計量機付) 1台 ・予冷庫(1坪) 1台、他 〈その他〉 ・雨よけ栽培4回転 ・機械施設は中古(標準価格の1/2) ・単収は 0.8t/10a(1回転当たり)	○	○	○	○

	営農類型	経営規模	生産方式	広域振興圏			
				県央	県南	沿岸	県北
7	菌茸専作	<作付面積> ・生しいたけ=28千玉	<資本装備> ・ウレタン吹き付けハウス 646 m ² ・温風暖房機 ・予冷库(1坪) 1台、他 <その他> ・菌床、春夏+秋冬発生型栽培 ・機械は中古(標準価格の1/2) ・施設は補助事業を活用 ・単収は 900kg/1,000玉	○	○	○	○
8	花き専作	<作付面積> ・りんどう=0.38ha <経営面積> ・0.38ha	<資本装備> ・トラクター(20ps) 1台 ・動力噴霧機(自走式) 1台 ・下葉取り機 1台 ・結束機 1台、他 <その他> ・早生 8月収穫 0.2ha、 晩生 9月収穫 0.18ha ・単収は早生 30,000本/10a、 晩生 42,000本/10a(3年目以降)	○	○	○	○

野生鳥獣による農作物被害の 状況と被害防止対策について



目次

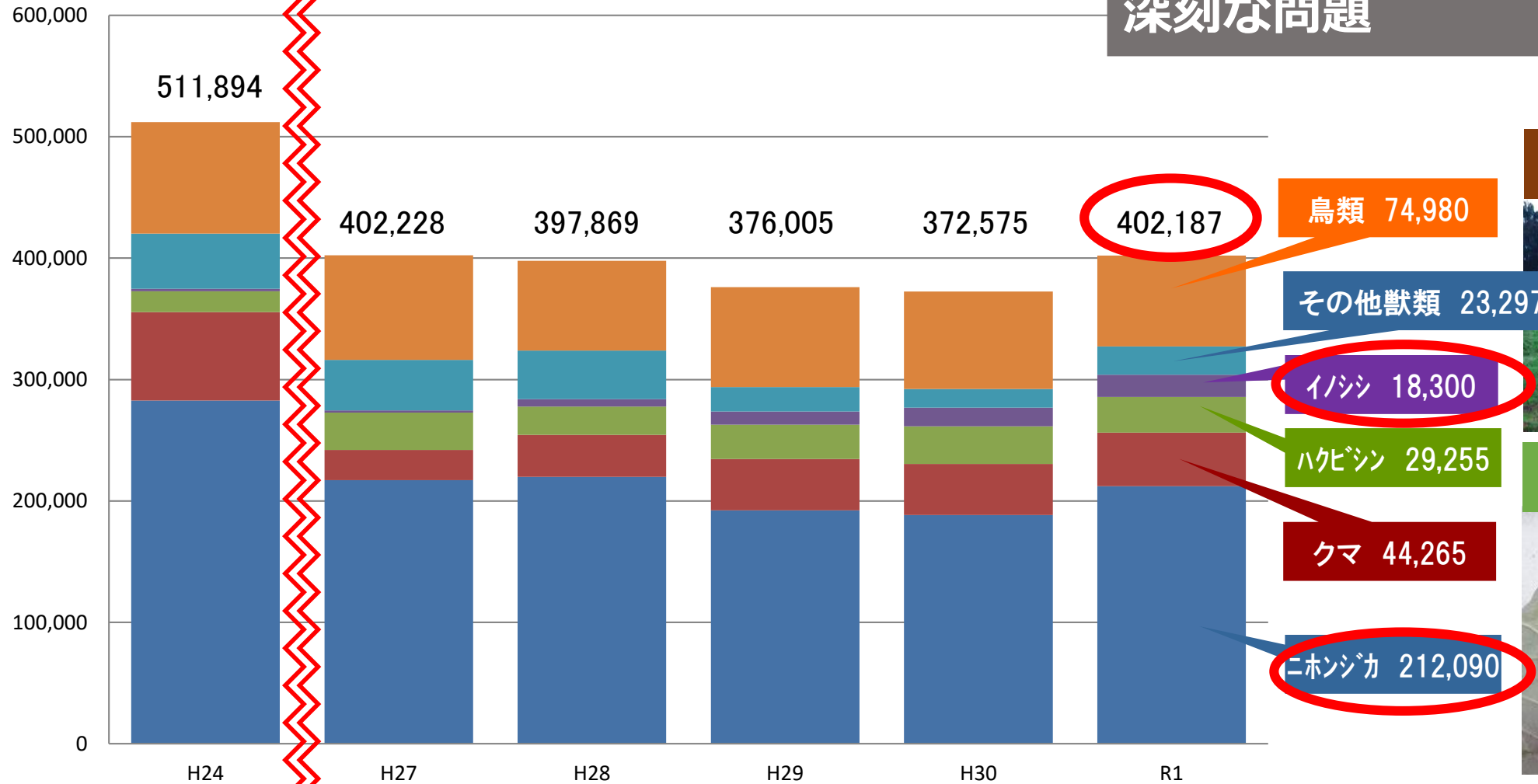
- 1 野生鳥獣による農作物被害の現状 3
- 2 鳥獣被害防止対策の取組状況
 - (1) 捕獲対策(つかまえる)の強化 7
 - (2) 侵入防止対策(まもる)の強化 17
 - (3) 地域ぐるみの被害防止活動(よせつけない)の強化 . . 20
- 3 まとめ (今後の鳥獣被害対策) 26
- 4 ジビエ利活用について 27

野生鳥獣による農作物被害状況

(千円)

本県の被害額の推移

営農意欲の減退にもつながる
深刻な問題



ニホンジカの群れ



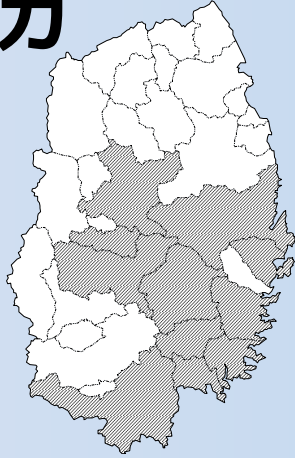
キャベツの食害



野生鳥獣による農作物被害状況

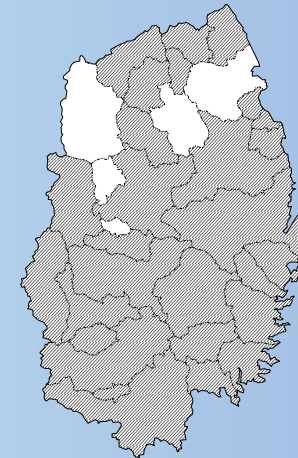
被害市町村の推移

ニホンジカ



H22

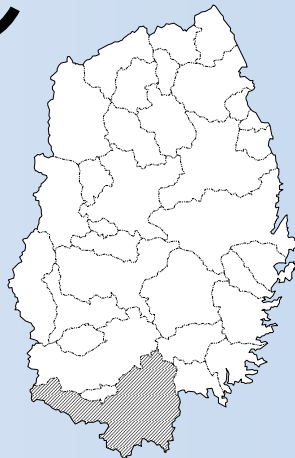
11
市町村



R元

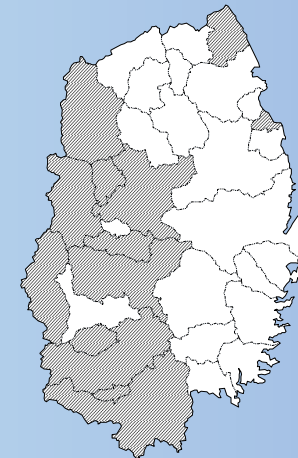
28
市町村

イノシシ



H22

1
市町村



R元

13
市町村

鳥獣被害防止特措法

- 鳥獣被害の深刻化・広域化を背景に、平成19年12月施行。
- 現場に最も近い行政機関である市町村が中心となって、様々な被害防止のための総合的な取組を主体的に行うことに対し支援。

農林水産大臣が被害防止施策の基本方針を作成

基本方針に即して、市町村は被害防止計画を作成
鳥獣被害対策実施隊を指名

国、県は必要な支援措置を実施

鳥獣被害対策実施隊

■ 隊員構成

- ①市町村職員
- ②対策に積極的に取り組む者
(猟友会会員など)

■ 活動内容

捕獲活動、防護柵の設置など

■ 実施隊員へのメリット措置

- ・ 狩猟税が非課税
- ・ 公務災害が適用
- ・ 猟銃所持許可の更新等における技能講習の免除など

鳥獣被害防止対策の基本的な考え方

捕獲対策
(つかまえる)

侵入防止対策
(まもる)

一体的な対策が重要

地域ぐるみの被害防止活動
(よせつけない)

捕獲対策 (つかまえる) の強化

農作物被害をもたらす、増えすぎたニホンジカなどの野生鳥獣の個体数を減らす。
わな、銃などによる捕獲。

被害防止対策 (まもる) の強化

野生鳥獣から農作物を保護する。農地に侵入しないように、電気さく、金網柵、防護網など侵入防止施設を設置。

地域ぐるみの被害防止活動 (よせつけない) の強化

里に野生鳥獣を近づけさせない環境を作るため、地域ぐるみで環境整備、維持に努める。具体的には緩衝地帯や里山の整備・維持、定期的な農地見回りなど。

1 捕獲対策(つかまえる)の強化

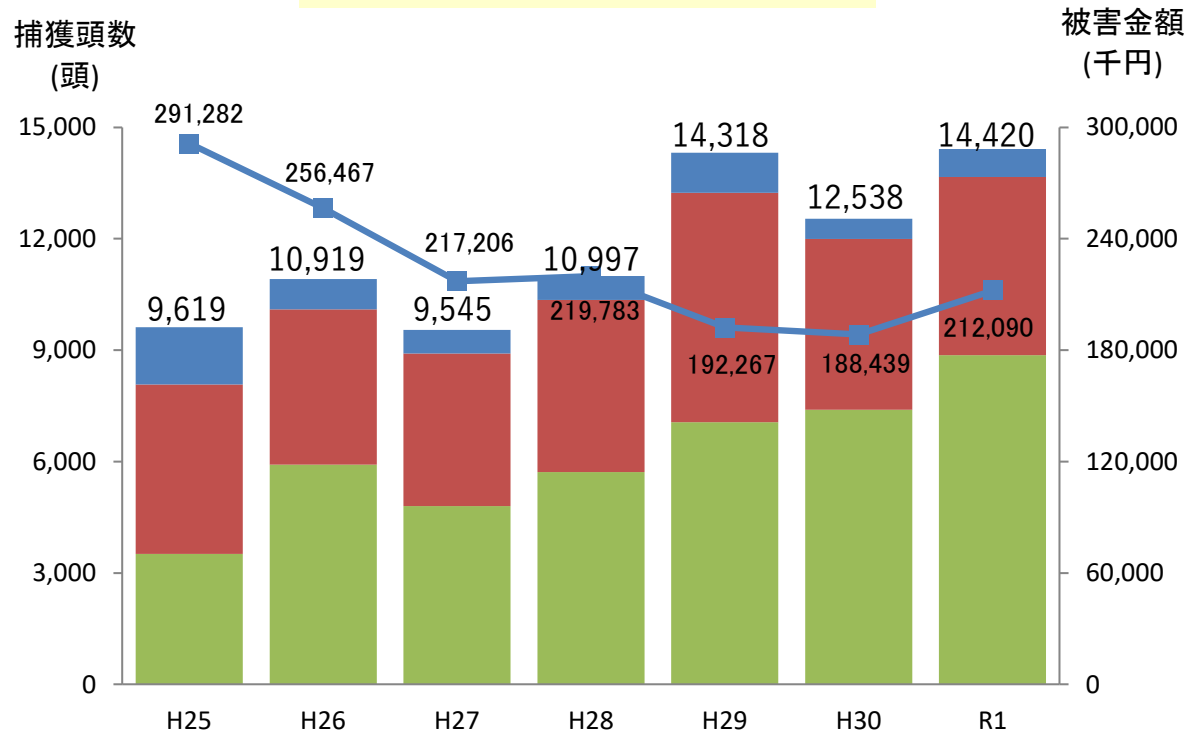
- 1 二ホンジカ捕獲頭数の推移
- 2 シカ・イノシシの捕獲強化
- 3 担い手の確保等
- 4 効率的な捕獲に向けた実証



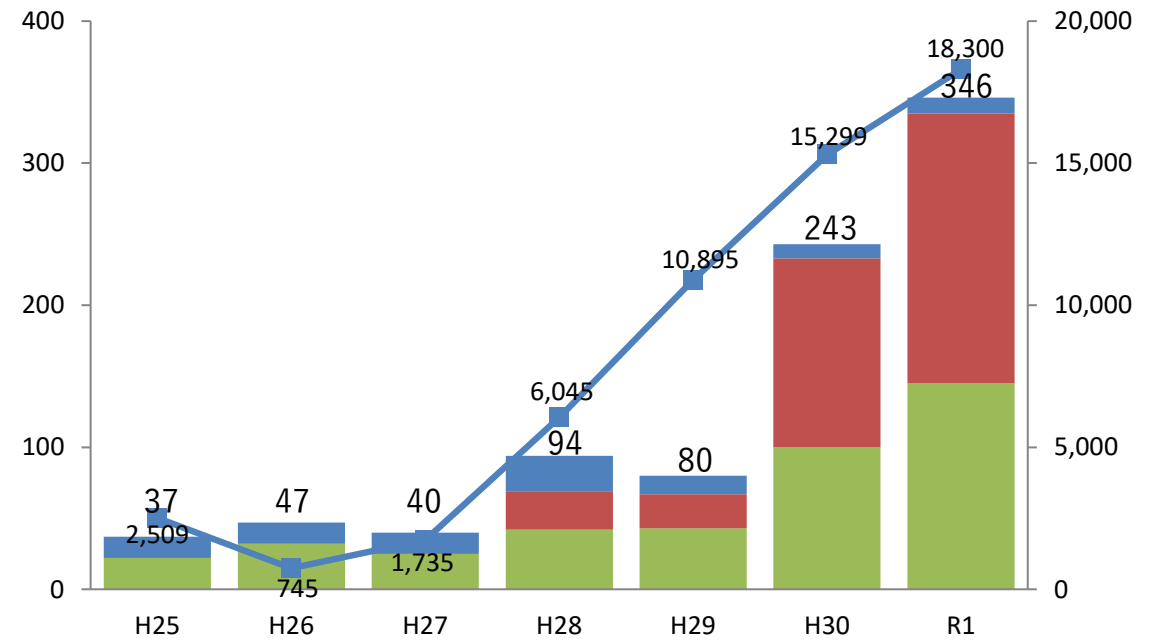
1-1 捕獲頭数の推移

- 市町村が行う有害捕獲（農作物被害対策）、県が行う個体数管理、個人が行う狩猟が連携しながら捕獲に取り組んでおり、捕獲頭数は増加傾向。

ニホンジカ捕獲頭数



イノシシ捕獲頭数



- **狩猟**：法定猟法による捕獲等
- **個体数管理**：特定鳥獣保護管理計画に基づく捕獲等（環境生活部所管）
- **有害捕獲**：農林水産業又は生態系等に係る被害防止のための捕獲等（農林水産部所管）

1-2 集中捕獲キャンペーンの実施



■国の動き

農林水産省と環境省は、各都道府県に対し、シカ・イノシシの更なる捕獲強化を通知
(R2.7月)

■本県の集中捕獲キャンペーンの取組内容

捕獲強化 エリア	県内全域
主な取組 内容	<ul style="list-style-type: none">・市町村や県猟友会への協力要請・わなの増設（県内約100基）・地域住民のサポート事例を全県に周知

1-3 シカ・イノシシの捕獲の強化

- 本県では、令和2年度のニホンジカの捕獲目標を10,000頭から14,500頭に引き上げるなど、対策を強化。
- 併せて、捕獲頭数増加による捕獲従事者の負担をカバーするため、サポート体制の整備やICT活用などによる効率的な捕獲を支援。

国

シカ・イノシシの半減目標達成に向け野生鳥獣の捕獲強化を通知

県

令和2年度のニホンジカ捕獲目標を14,500頭に引き上げ、また、国へ予算追加要求

実施隊

わな設置数を増加するなどの捕獲強化を実施

わなの見回り回数が増加するなどの捕獲従事者の負担を軽減するため



地域住民による捕獲
サポート体制の整備

ICTを活用した
効率的な捕獲

【参考】

R2.12月末の捕獲頭数

() は前年同時期比

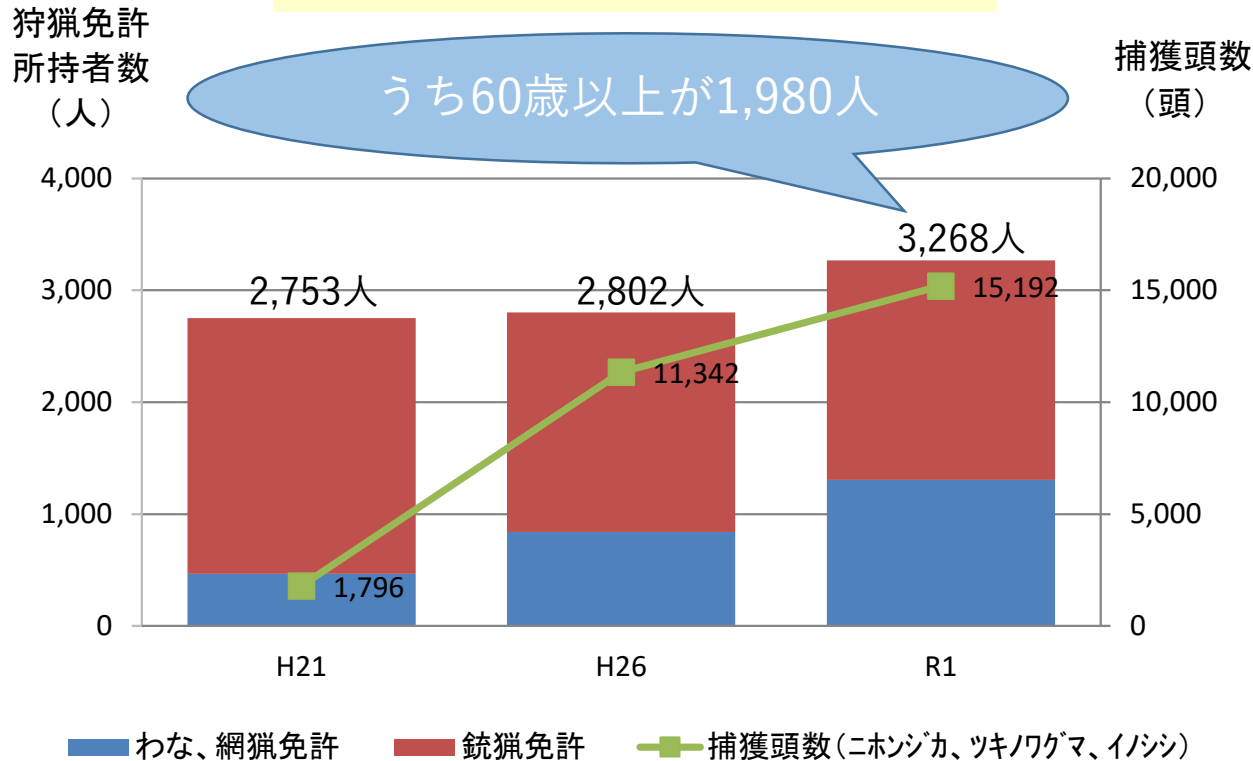
・ニホンジカ 8,536頭 (1,431頭の増)

・イノシシ 326頭 (190頭の増)

1-4 捕獲に従事する担い手の確保

- 捕獲頭数が伸びている中、捕獲を担う狩猟免許所持者数は微増で、60歳以上が約6割。
- マンパワー不足が懸念される中、地域住民が一体となった被害対策体制を構築することがより重要。

狩猟免許所持者の推移



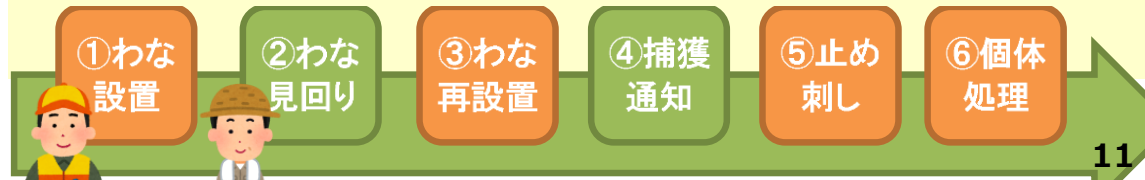
担い手確保に向けて

環境生活部と連携し、捕獲に当たっての実務研修会・初心者向け研修会や狩猟免許試験の予備講習会（年3回）を開催

地域住民による捕獲体制整備

農家等が「実施隊」と一緒にわな捕獲に参画する「捕獲応援隊」の設置を推進

- ・ わなの設置等（オレンジ）は狩猟免許が必要
- ・ 毎日の見回り等（緑色）の捕獲作業の補助を地域住民が実施可能



1-5 効率的な捕獲に向けた実証(ICT)

- 県内で生息域が広がるイノシシについて、捕獲技術が十分に定着していないこともあり、効率的な捕獲に向けて、ICTを活用した捕獲技術実証を実施。
- 成獣の捕獲が有効とされていることから、赤外線センサーにより、個体の大きさを判別し、設定した大きさ以上の個体のみを自動で捕獲。

メリット

距離センサーで 目的の獲物を捕獲

設定されてない
動物は捕まりません。

取り付け簡単

既存の捕獲檻でも
取り付け簡単
片開き・両開き両対応!!

仕掛けが楽

様々な仕掛けは
要りません。

■獣のサイズを測定!

捕獲檻用の自動捕獲システムで、電子センサーにより、獣のサイズを測定し、設定したサイズであれば、自動でゲートを閉鎖します。

野生獣の親子(群れ)をまとめて捕獲することが可能!!



箱わなの設置状況

- ①わな設置日
平成31年3月22日
- ②餌付け開始日
令和元年7月3日
- ③捕獲日
令和2年1月28日



捕獲したイノシシ

- ・体長 : 120cm
- ・胸まわり : 110cm
- ・足の長さ : 29cm
- ・体重 : 80kg
- ・性別 : オス



1-6 ICT箱わなでのイノシシの捕獲の様子

- 撮影日 : 平成29年12月
- 撮影場所 : 雫石町
- 撮影機器 : センサーカメラ
- 獣種等 : イノシシ (幼獣8頭)
- エサ : 米糠

幼獣の大きさには、赤外線
センサーが反応しない

1-7 効率的な捕獲に向けた実証(ドローン)

- これまでは、農作物の被害の痕跡や足跡等から推測して、わなの設置場所を決めていたが、赤外線カメラを搭載したドローンを活用することで、鳥獣の行動範囲を的確に把握し、より効果的なわな設置場所の選定等への活用を実証中。
- また、狩猟時の鳥獣を発見するまでの時間短縮や初心者ハンター用にドローンの活用も実証中。

【ドローン実証】

捕獲手法	わな	狩猟
期待される効果	鳥獣の行動を実際に確認することができ、わなの設置位置等の対策検討の精度が向上する	捕獲に入る前に、上空から野生鳥獣の居場所を確認することができ、発見までの時間が短縮される

ドローンの活用

ニホンジカやイノシシの行動や集落の状況を俯瞰的に調査することが可能



1-8

ドローンで撮影した イノシシの様子

- 撮影日 : 令和元年12月23日18時
- 撮影場所 : 一関市
- 撮影機器 : 赤外線カメラ
- 獣種等 : イノシシ (12頭の群れ)

掘り起こし跡も
確認可能



■ 撮影ポイント

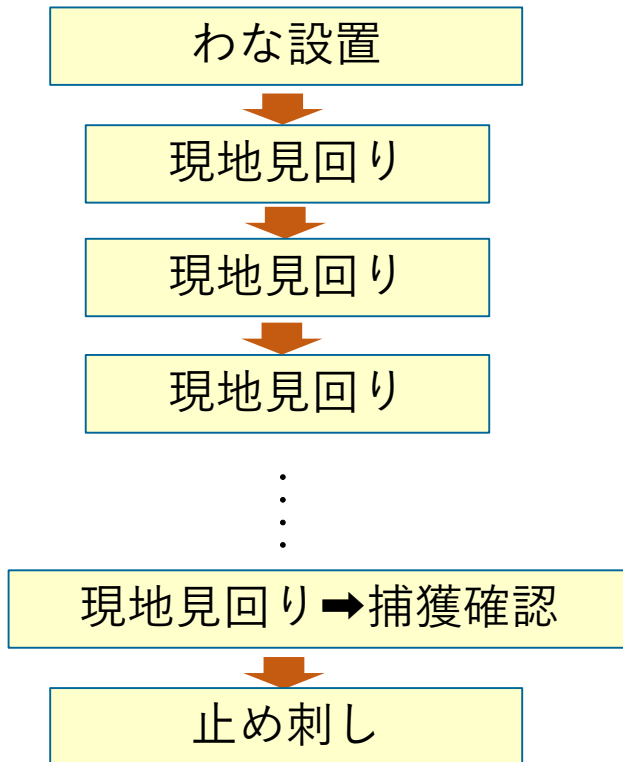


行動状況を鮮明に確認可能

1-9 効率的な捕獲に向けた実証(通知システム)

- わな捕獲における一連の流れの中で、捕獲従事者の大きな負担となっている「見回り」に係る負担軽減に向け、捕獲された際にメール等でリアルタイムに通知されるシステムの活用について実証中。

わな捕獲までの流れ



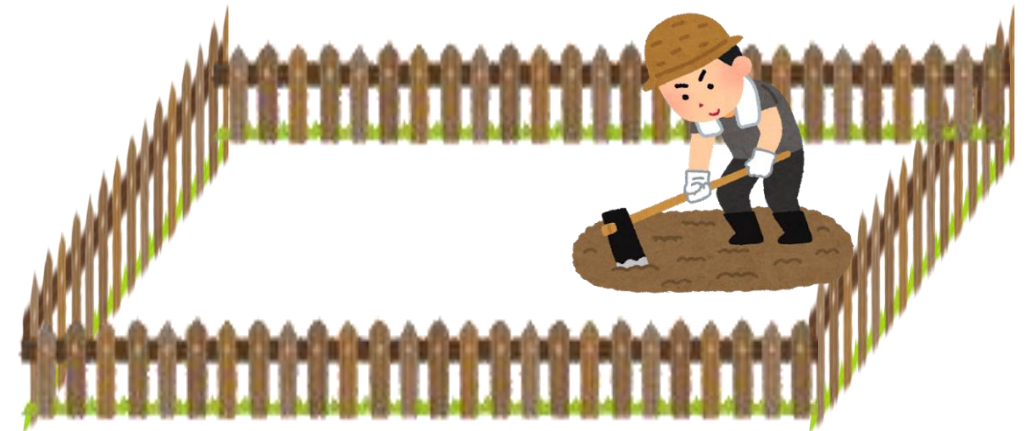
通知システムを活用し負担を軽減

捕獲通知システムの概要



2 侵入防止対策(まもる)の強化

- 1 侵入防止柵の設置推進
- 2 効果的な侵入防止柵設置に向けて



2-1 侵入防止柵の設置推進

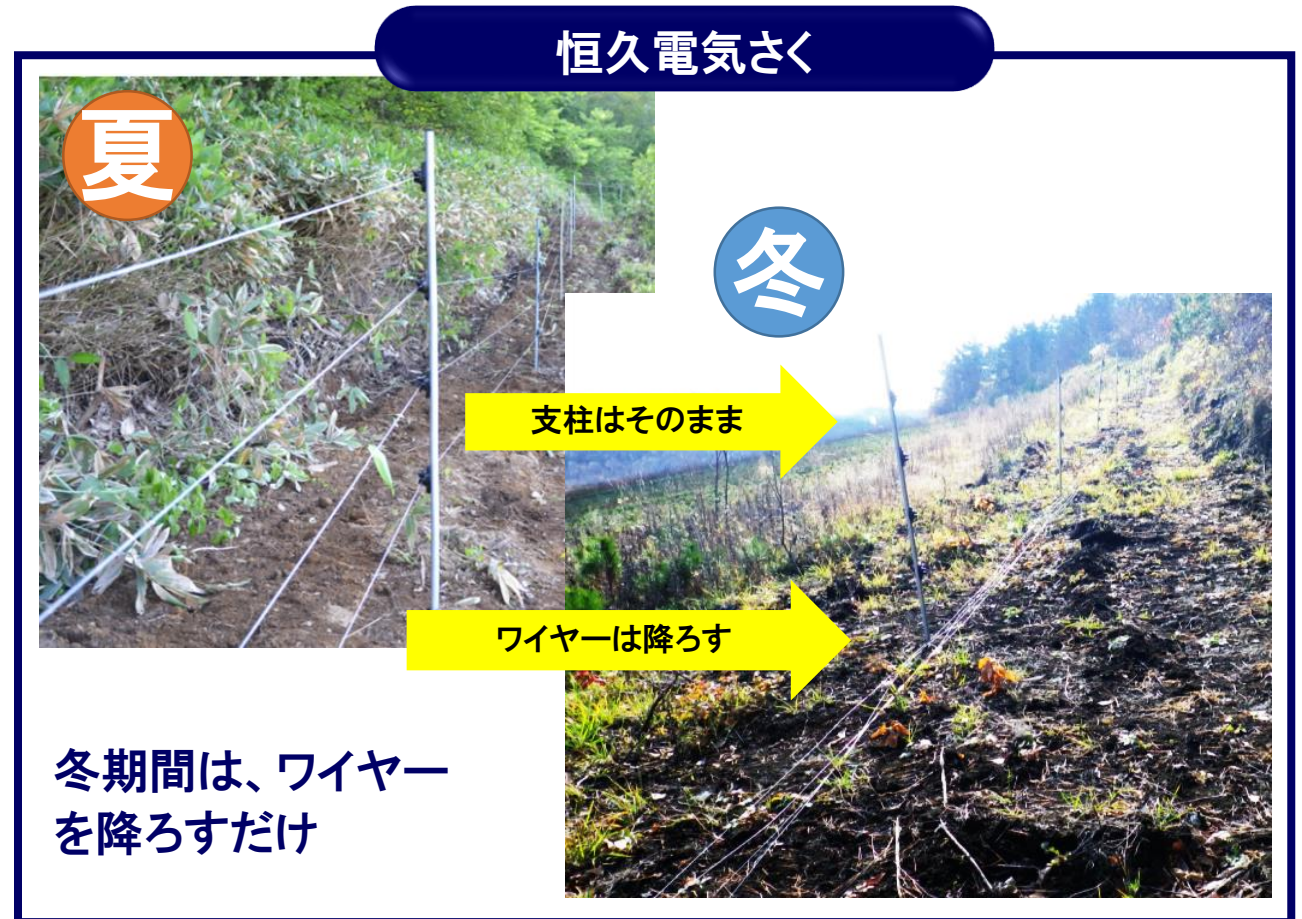
- 県内各地に電気さく等の侵入防止策の設置を進めてきており、これまでに国庫補助事業等により、20市町村で総延長距離約900kmを設置してきたほか、市町村単独事業等による設置も進めている。
- 県では、本県の気候に適した電気さく（寒冷地用恒久電気さく）を開発・普及。この取組について、平成27年度鳥獣被害対策優良活動表彰の農村振興局長賞を受賞。

■電気さくの設置状況（累計） （単位：km）

年度	H21	H26	R2(見込み含む)
設置距離	6	285	865

【恒久電気さくのメリット】

- ・ 物理的に侵入を防ぐ金網柵に比べ安価
- ・ 材質が高張力鋼線のため、通常のポリ性に比べ耐久性あり
- ・ 積雪による破損を防止するための毎年の支柱とワイヤー撤去・保管・再設置が不要（ワイヤーをその場に降ろすだけ）



2-2 効果的な侵入防止柵設置に向けて

○ 県では侵入防止柵の設置推進とともに、研修会を開催して、**効果的な設置方法や適切な管理方法等を啓発。**

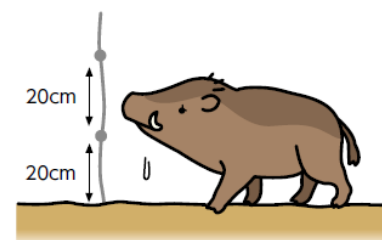
県 : 市町村、JA、農業共済、県（普及員等）等の地域の指導者を対象とした研修会
 地域 : 各地域の獣種等に合わせた、農業者等を対象とする研修会

■鳥獣被害対策に係る研修会・実証

研修会	場所	内容
鳥獣被害対策研修会	北上市	全県の市町村等職員を対象とした電気さくの設置、維持、管理の研修
果樹の鳥獣被害対策研修会	一戸町、九戸村	ハクビシン用侵入防止柵の技術実証及び研修
鳥獣被害対策現地研修会	軽米町、洋野町	電気さくによる被害防止対策
ICT活用電気さく管理実証	岩手町	電気さくの漏電通知システムによる省力化技術実証
ニホンザル用侵入防止柵実証	大船渡市	ニホンザル用の侵入防止柵の技術実証

研修会の説明ポイントの例

例①
柵線の高さは20cm刻みに
 ・感電するのは鼻先だけ！



例②
定期的に電圧をはかる
 ・6,000～8,000ボルトの電圧が必要



例③
支柱は電線の内側に
 ・電線に触れる前に、支柱が押し倒されると侵入を許す



(野生鳥獣被害防止マニュアルイノシシ・シカ・サル実践編より)

3 地域ぐるみでの被害防止活動(よせつけない)の強化

- 1 地域ぐるみでの被害防止活動
- 2 ドローンを活用した集落環境調査
- 3 研修会・連絡会等の開催



3-1 クマを寄せ付けない地域の取組

- 盛岡市猪去地区では、多発するツキノワグマ対策のため、捕獲を進めてきたが出没頻度に変化が見られなかったことなどから、平成18年度から、自治会、岩手大学、盛岡猟友会、盛岡市が連携して、寄せ付けないようにする対策を展開
- この結果、箱わなによる**捕獲頭数**が、平成18年度の**13頭**から平成28年度は**1頭に激減**。

被害対策の背景等

- 平成18年度に**ツキノワグマが大量出没**盛岡市26頭（うち猪去地区13頭）
- 自治会、大学、猟友会、行政で**全体協議**を開催

【目指す姿の共有】

- ①ツキノワグマが出没しづらい環境づくり
- ②電気さくの重点設置
- ③摘果・廃果の適切な処理

【目指す姿に向けて】

- ・地域外からの支援体制の整備
- ・地域内の被害対策意識の確立

主な対策

○**広範な電気さくの設置**
山沿いの果樹園地一帯に電気柵を設置。



○**電気さく周辺の除草作業**
自治会、大学、猟友会、行政が協同で実施。



○**緩衝帯の整備**
リンゴ園地との境目をはっきりさせ、人との安全な距離を保つ。



○**被害防止対策研修会**
地域住民約60人が参加

被害対策の背景等

- 対策開始直後から**ツキノワグマ**の出没数が**激減**(H18:13頭→H30:2頭)

■ツキノワグマの捕獲数

年度	盛岡市	うち猪去地区
H18	26頭	13頭
H19	14頭	3頭
H20	8頭	2頭
H28	23頭	1頭
H29	15頭	0頭
H30	20頭	2頭

対策前

対策後

H28は大量出没年。しかし、猪去地区での捕獲は1頭のみ

3-2 地域ぐるみ活動の普及・啓発

- 県では、猪去地区のような地域ぐるみで対策に当たっている事例を県内に波及。また、新たな優良活動事例を掘り起こすため、平成30年度からモデル地区を設定し、重点施策として取組を支援。
- モデル地区では、被害額の減少、捕獲数の増加、地域住民の意識向上等の成果が見られる。

■地域ぐるみの被害対策地域

地区	獣種	取組状況
紫波町	ニホンジカ等	環境整備、電気さくの維持管理
奥州市	イノシシ	有害捕獲サポーター事業、意識醸成活動
北上市	ツキノワグマ	環境整備、被害状況調査
釜石市	ニホンザル等	追い払い活動、環境整備
岩泉町	ツキノワグマ等	被害防除体制検討、意識醸成活動
大船渡市	ニホンザル	意識醸成活動等

北上市の例

- ・センサーカメラでクマの行動を把握
- ・環境整備で出没回数が減少





3-3 鳥獣に強い集落づくり(ドローン活用)

- 集落全体を鳥獣被害から守るために、地域住民自らが対策計画図を作成し実践するモデル実証を実施。
- 被害状況調査や対策計画図作成にドローンを活用することで、取組に当たっての地域住民の負担を軽減するとともに、取組の重要性・必要性を理解いただき、意識醸成につながることを期待。
- 今後、地域住民による対策計画図作成のための地域座談会を実施。

■被害状況調査の比較

調査方法	今回 (ドローン)	これまで (人力)
調査時間 (10ha)	約12分	約90分
調査範囲	広範囲が可能	広範囲は難しい
労力	飛行準備、安全確認など	徒歩
データ加工・信頼性	動画等データとして加工可能	アナログで記憶に頼るところが大きい
土地環境	人が入り込めない場所も可能	危険箇所は実施不可能
調査場所	落葉前の森林は撮影不可能	落葉前の森林でも調査可能

ドローン活用のメリット

- ① 短時間で広範囲の調査が可能 
- ② 立ち入り困難な場所での調査が可能 
- ③ 夜間でも調査が可能 
- ④ データの記録と加工が可能 

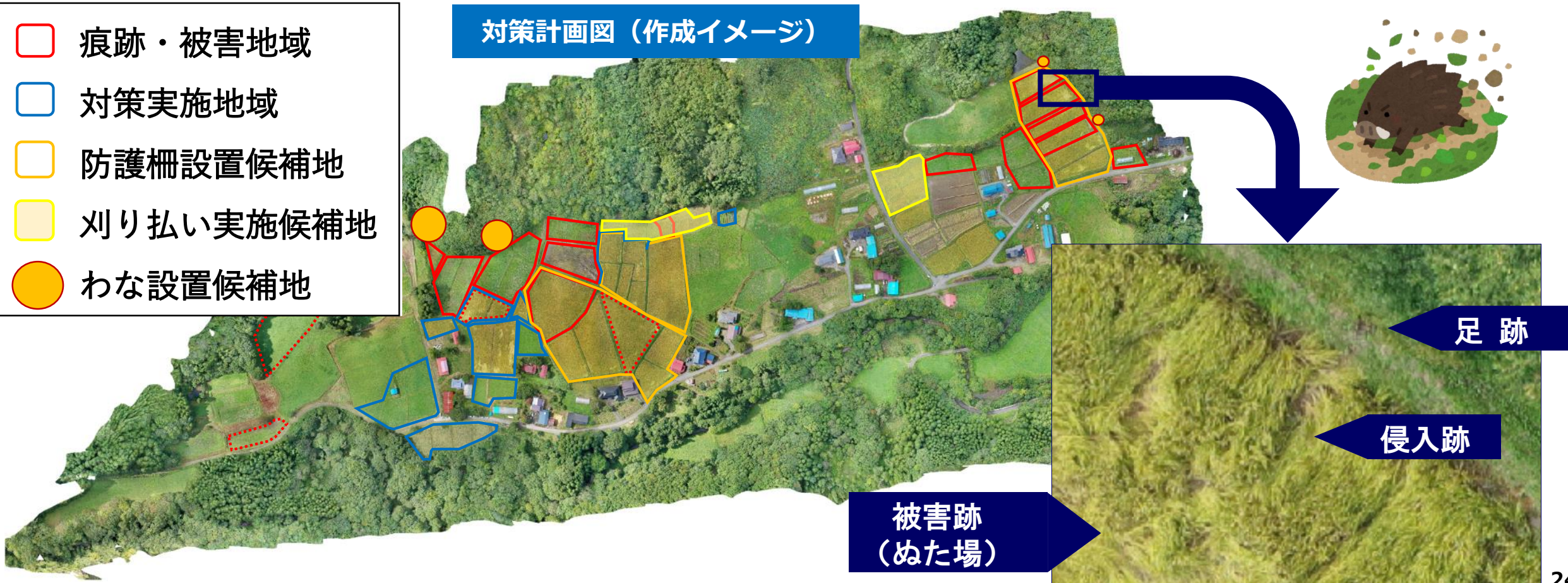


3-4 鳥獣に強い集落づくり(ドローン活用)

- ドローンを使って空撮したオルソ画像で、現在の鳥獣の侵入経路や被害状況を確認。
- そのオルソ画像に、地域住民が話し合いながら、実施隊とともに、わなの設置場所、電気さく設置場所、藪の刈払い場所などを書き込みすることで被害対策計画図を作成。
- 自分たちが作成した被害対策計画図に基づき、対策を実践。

- 痕跡・被害地域
- 対策実施地域
- 防護柵設置候補地
- 刈り払い実施候補地
- わな設置候補地

対策計画図（作成イメージ）



3-5 研修会・連絡会等の開催

- 県では、地域等の取組段階に合わせて、県域、地域レベルで研修会や連絡会を開催。
 - ① 地域指導者育成研修（地域のリーダーや鳥獣被害防止活動の指導者を対象に研修会）
 - ② 地域ぐるみの被害防止活動研修（地域住民を対象に、野生鳥獣の生理・生態、集落環境調査、対策手法等を学ぶ勉強会）
 - ③ 優良事例の波及（全市町村を対象とした県内外の優良事例を学ぶ研修会）

令和2年度の鳥獣被害対策に係る研修会

時期	項目	場所	主催	内容
7月	県北地域鳥獣連絡会	久慈市	県北農政部	被害対策、イノシシ対策
9月	鳥獣対策連絡会	盛岡市	農業振興課	実証事例紹介等
11月	鳥獣対策研修会	北上市	普及技術課	電気さくの設置・維持管理
2月	宮古地域鳥獣研修会	宮古市	宮古農林セ	イノシシ対策等



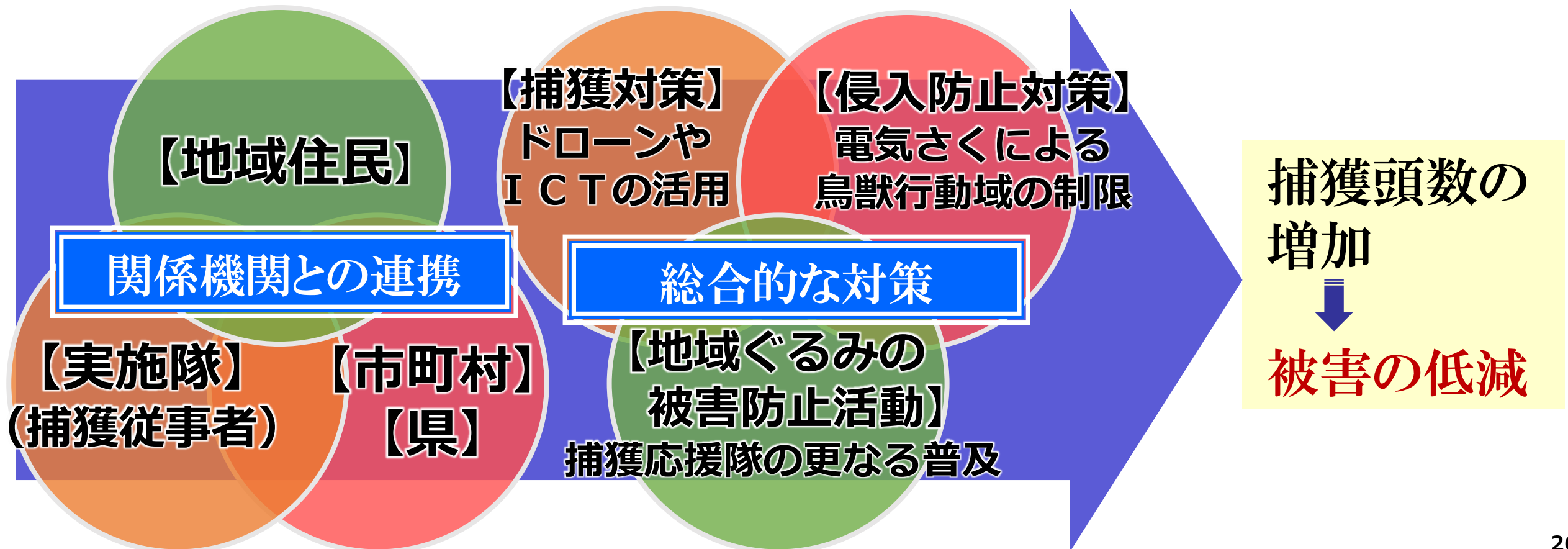
地域指導者育研修会



地域ぐるみの被害防止活動研修会

まとめ(今後の鳥獣被害対策)

- 引き続き、市町村や関係団体と緊密に連携しながら、有害鳥獣の捕獲のほか、侵入防止柵の設置や地域ぐるみでの被害防止活動の支援など、鳥獣被害防止対策の充実・強化に取り組んでいく。
- また、野生鳥獣対策の更なる強化を求める地域からの要望等を踏まえ、国に対し必要な予算を要望しながら、ニホンジカやイノシシなどの一層の捕獲を進める。



ジビエ利活用について

■大槌町ジビエ事業の概要

実施主体	MOMIJI (株) 代表 兼澤 幸男
食肉処理施設の概要	ジビエWorks～三陸やま物語～（大槌町安渡） 食肉処理施設、冷凍・冷蔵施設、更衣室など3棟 出荷開始日：令和2年5月18日
ニホンジカ肉の検査体制	①施設から検査試料を県薬剤師会に送付 ②県薬剤師会で精密検査を実施 ③基準値以下の場合 →ニホンジカ肉の出荷・販売 基準値超過の場合 →ニホンジカ肉全ての廃棄 ※基準値：放射性セシウム100ベクレル/kg

■今年度の実績（令和2年5月18日～12月31日）

放射性物質検査結果	検査頭数：204頭 基準値以下：204頭 基準値超過：0頭（全て基準値以下）
販売頭数	203頭 ※1頭は寄生虫の疑いがあり廃棄処分
主な販売先	ネット販売（ポケットマルシェ）、 県内の飲食店及びホテル、直接販売
特記事項	・新型コロナウイルス感染症の影響により、当初見込んでいた飲食店等への、販売量は半分以下 →ネット販売等へシフトし、多くのマスメディアへ取り上げられたこともあり、販売は順調 ○現在は、ふるさと納税の返礼品にも採用



(MOMIJI(株)HPより)